

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年7月26日(2024.7.26)

【公開番号】特開2024-36474(P2024-36474A)
 【公開日】令和6年3月15日(2024.3.15)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-049
 【出願番号】特願2024-14751(P2024-14751)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z
 A 6 3 F 7/02 3 3 3 A
 A 6 3 F 7/02 3 3 4
 A 6 3 F 7/02 3 0 4 D
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月18日(2024.7.18)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が最も減少した状況からの遊技球の増加分であるM Y値が第一閾値以上となったことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、

大当り遊技中に前記M Y値が前記第一閾値以上となったことに基づいて停止予告報知が実行され、

30

前記大当り遊技の終了後に前記遊技停止となったことに基づいて遊技停止報知が実行され、

前記M Y値が前記第一閾値よりも小さい第二閾値以上となった場合に事前報知が実行され、

前記大当り遊技中に前記第二閾値以上となった第一の場合には前記事前報知の他に所定報知が実行され、前記大当り遊技以外のときに前記第二閾値以上となった第二の場合には前記所定報知が実行されずに前記事前報知が実行され、

前記第一の場合に係る前記事前報知の報知態様と、前記第二の場合に係る前記事前報知の報知態様とが、同一である、

ことを特徴とする遊技機。

40

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

特定のエラー状態が検知されたとき、第一報知手段と第二報知手段によって特定エラー報知が実行され、

前記停止予告報知の報知期間と前記遊技停止報知の報知期間とに跨がって、前記特定エラー報知が実行される特定の場合に、

前記停止予告報知の報知期間において、前記第一報知手段による前記特定エラー報知と前記第二報知手段による前記特定エラー報知が認識可能であり、

前記遊技停止報知の報知期間において、前記第二報知手段による前記特定エラー報知が認識可能である、

50

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、遊技球が最も減少した状況からの遊技球の増加分であるMY値が第一
閾値以上となったことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、大当り遊技中に前
記MY値が前記第一閾値以上となったことに基づいて停止予告報知が実行され、前記大当
り遊技の終了後に前記遊技停止となったことに基づいて遊技停止報知が実行され、前記M
Y値が前記第一閾値よりも小さい第二閾値以上となった場合に事前報知が実行され、前記
大当り遊技中に前記第二閾値以上となった第一の場合には前記事前報知の他に所定報知が
実行され、前記大当り遊技以外のときに前記第二閾値以上となった第二の場合には前記所
定報知が実行されずに前記事前報知が実行され、前記第一の場合に係る前記事前報知の報
知態様と、前記第二の場合に係る前記事前報知の報知態様とが、同一である、ことを特徴
とする遊技機が提供される。

10

20

30

40

50